

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を終了したことに  
ついて通知がありました。

平成二十三年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（宮内庁陵墓地内の測量調査に伴う基準点測量ほか）
- 二 測量の地域 北葛城郡広陵町
- 三 測量の終了年月日 平成二十三年三月三十一日